

二 目 次

改 正 後	改 正 前
<p>第1章 特別税額控除及び減価償却の特例</p> <p>第42条の4《試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除》関係</p> <p>第42条の5～第48条《共通事項》関係</p> <p>第42条の5《エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第42条の7《事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第42条の8《事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第42条の9《<u>沖縄の特定地域において工業用機械等</u>を取得した場合の法人税額の特別控除》関係</p> <p>第42条の10《<u>沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等</u>を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第42条の11《<u>中小企業者等が機械等</u>を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第43条《特定設備等の特別償却》関係</p> <p>第1款 共通事項</p> <p>第2款 公害防止設備</p> <p>第3款 海洋運輸業等</p> <p>第4款 航空機</p>	<p>第1章 特別税額控除及び減価償却の特例</p> <p>第42条の4《試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除》関係</p> <p>第42条の5～第48条《共通事項》関係</p> <p>第42条の5《エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第42条の6《<u>電子機器利用設備</u>を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第42条の7《事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第42条の8《事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第42条の9《<u>自由貿易地域等において工業用機械等</u>を取得した場合の法人税額の特別控除》関係</p> <p>第42条の10《<u>沖縄の特別中小企業者等が事業化設備等</u>を取得した場合等の法人税額の特別控除》関係</p> <p>第42条の11《<u>製品輸入額が増加した場合の法人税額の特別控除</u>》関係</p> <p>第42条の12《<u>中小企業者等が機械等</u>を取得した場合等の特別償却又は法人税額の特別控除》関係</p> <p>第43条《特定設備等の特別償却》関係</p> <p>第1款 共通事項</p> <p>第2款 公害防止設備</p> <p>第3款 海洋運輸業等</p> <p>第4款 航空機</p>

改 正 後	改 正 前
<p>第43条の2《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却》関係</p> <p>第43条の3《特定中核的民間施設等の特別償却》関係</p> <p>第44条《地震防災対策用資産の特別償却》関係</p> <p>第44条の2《特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却》関係</p> <p>第44条の4《事業革新設備等の特別償却》関係</p> <p>第44条の5《特定余暇利用施設の特別償却》関係</p> <p>第44条の6《特定電気通信設備等の特別償却》関係</p> <p>第44条の7《商業施設等の特別償却》関係</p> <p>第44条の9《再商品化設備等の特別償却》関係</p> <p>第44条の10《特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却》関係</p> <p>第45条《特定地域における工業用機械等の特別償却》関係</p> <p>第45条の2《中小企業者等の機械の特別償却》関係</p> <p>第45条の3《医療用機器等の特別償却》関係</p> <p>第46条《経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員等の機械等の割増償却》関係</p> <p>第1款 収入金額基準及び資産価額基準</p> <p>第2款 対象となる資産の範囲等</p> <p>第46条の2《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等》関係</p> <p>第46条の3《農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却》関係</p>	<p>第43条の2《関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却》関係</p> <p>第43条の3《特定中核的民間施設等の特別償却》関係</p> <p>第44条《地震防災対策用資産の特別償却》関係</p> <p>第44条の2《特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却》関係</p> <p><u>第44条の3《特定事業集積促進地域における特定事業用資産の特別償却》関係</u></p> <p>第44条の4《事業革新設備等の特別償却》関係</p> <p>第44条の5《特定余暇利用施設の特別償却》関係</p> <p>第44条の6《特定電気通信設備等の特別償却》関係</p> <p>第44条の7《商業施設等の特別償却》関係</p> <p><u>第44条の8《特定の拠点地区における産業業務施設の特別償却》関係</u></p> <p>第44条の9《再商品化設備等の特別償却》関係</p> <p>第44条の10《特定集積地区における輸入関連事業用資産の特別償却》関係</p> <p>第45条《低開発地域等における工業用機械等の特別償却》関係</p> <p>第45条の2《中小企業者等の機械の特別償却》関係</p> <p>第45条の3《医療用機器等の特別償却》関係</p> <p>第46条《経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員の機械等の割増償却》関係</p> <p>第1款 収入金額基準及び資産価額基準</p> <p>第2款 対象となる資産の範囲等</p> <p>第46条の2《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等》関係</p> <p>第46条の3《農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却》関係</p>

第46条の4《漁業経営改善計画を実施する法人の漁船の割増償却》関係

第47条《優良賃貸住宅等の割増償却》関係

第47条の2《特定再開発建築物等の割増償却》関係

第48条《倉庫用建物等の割増償却》関係

第49条《鉱業用坑道等の特別償却》関係

第50条《植林費の損金算入の特例》関係

第52条《鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却》関係

第52条の3《準備金方式による特別償却》関係

## 第2章 準備金等

第55条～第57条の8《共通事項》関係

第55条《海外投資等損失準備金》関係

第55条の5《金属鉱業等鉱害防止準備金》関係

第55条の6《特定災害防止準備金》関係

第56条《特定都市鉄道整備準備金》関係

第56条の2《新幹線鉄道大規模改修準備金》関係

第56条の3《ガス熱量変更準備金》関係

第56条の4《電子計算機買戻損失準備金》関係

第57条《プログラム等準備金》関係

第57条の2《日本国際博覧会出展準備金》関係

第57条の3《使用済核燃料再処理準備金》関係

第57条の4《原子力発電施設解体準備金》関係

第57条の5《保険会社等の異常危険準備金》関係

第57条の6《原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金》関係

第57条の7《関西国際空港整備準備金又は中部国際空港整備準備金》関係

第47条《優良賃貸住宅等の割増償却》関係

第47条の2《特定再開発建築物等の割増償却》関係

第48条《倉庫用建物等の割増償却》関係

第49条《鉱業用坑道等の特別償却》関係

第50条《植林費の損金算入の特例》関係

第52条《鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却》関係

第52条の3《準備金方式による特別償却》関係

## 第2章 準備金等

第55条～第57条の8《共通事項》関係

第55条及び第55条の2《海外投資等損失準備金》関係

第55条の3《自由貿易地域投資損失準備金》関係

第55条の4《創業中小企業投資損失準備金》関係

第55条の6《特定災害防止準備金》関係

第56条《特定都市鉄道整備準備金》関係

第56条の2《ガス熱量変更準備金》関係

第57条《プログラム等準備金》関係

第57条の5《保険会社等の異常危険準備金》関係

改 正 後	改 正 前
<p>第57条の8《特別修繕準備金》関係 第57条の9《中小企業等の貸倒引当金の特例》関係</p> <p>第3章 技術等海外取引に係る課税の特例 第58条《技術等海外取引に係る所得の特別控除》関係</p> <p>第4章 鉱業所得の課税の特例 第58条の2《探鉱準備金又は海外探鉱準備金》関係</p> <p>第5章 沖縄の認定法人の課税の特例 第59条《沖縄の認定法人の所得の特別控除》関係</p> <p>第6章 協同組合の課税の特例 第61条《農業協同組合等の留保所得の特別控除》関係</p> <p>第7章 農業生産法人の課税の特例 第61条の2《農用地利用集積準備金》関係 第61条の3《農用地等を取得した場合の課税の特例》関係</p> <p>第8章 交際費等の課税の特例 第61条の4《交際費等の損金不算入》関係 第1款 交際費等の範囲 第2款 損金不算入額の計算</p>	<p>第57条の8《特別修繕準備金》関係 第57条の9《中小企業等の貸倒引当金の特例》関係</p> <p>第3章 技術等海外取引に係る課税の特例 第58条《技術等海外取引に係る所得の特別控除》関係</p> <p>第4章 鉱業所得の課税の特例 第58条の2《探鉱準備金又は海外探鉱準備金》関係</p> <p>第5章 特別自由貿易地域における課税の特例 第59条《特別自由貿易地域における認定法人の所得の特別控除》関係</p> <p>第6章 協同組合の課税の特例 第61条《農業協同組合等の留保所得の特別控除》関係</p> <p>第7章 農業生産法人の課税の特例 第61条の2《農用地利用集積準備金》関係 第61条の3《農用地等を取得した場合の課税の特例》関係</p> <p>第8章 交際費等の課税の特例 第61条の4《交際費等の損金不算入》関係 第1款 交際費等の範囲 第2款 損金不算入額の計算</p>

## 第9章 土地の譲渡等がある場合の特別税率

### 第62条の3《土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係

第1款 課税対象の範囲等

第2款 収益の額

第3款 原価の額

第4款 直接又は間接に要した経費の額等

第5款 適用除外関係

第6款 その他

### 第63条《短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係

第1款 課税対象の範囲等

第2款 収益の額

第3款 原価の額

第4款 直接又は間接に要した経費の額等

第5款 適用除外関係

第6款 その他

## 第10章 資産の譲渡の場合の課税の特例

### 第64条～第65条の14《共通事項》関係

#### 第64条～第65条の2《収用等の場合の課税の特例》関係

第1款 収用等の範囲

第2款 補償金の範囲等

第3款 圧縮記帳等の計算

第4款 収用証明書等

#### 第65条の2《収用換地等の場合の所得の特別控除》関係

#### 第65条の3《特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係

## 第9章 土地の譲渡等がある場合の特別税率

### 第62条の3《土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係

第1款 課税対象の範囲等

第2款 収益の額

第3款 原価の額

第4款 直接又は間接に要した経費の額等

第5款 適用除外関係

第6款 その他

### 第63条《短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率》関係

第1款 課税対象の範囲等

第2款 収益の額

第3款 原価の額

第4款 直接又は間接に要した経費の額等

第5款 適用除外関係

第6款 その他

## 第10章 資産の譲渡の場合の課税の特例

### 第64条～第65条の14《共通事項》関係

#### 第64条～第65条の2《収用等の場合の課税の特例》関係

第1款 収用等の範囲

第2款 補償金の範囲等

第3款 圧縮記帳等の計算

第4款 収用証明書等

#### 第65条の2《収用換地等の場合の所得の特別控除》関係

#### 第65条の3《特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
<p>第65条の4《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係</p> <p>第65条の5《農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係</p> <p>第65条の7～第65条の9《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》関係</p> <p>第1款 対象資産の範囲等</p> <p>第2款 事業の用に供したことの意義等</p> <p>第3款 圧縮限度額の計算等</p> <p>第4款 特別勘定</p> <p>第5款 その他</p> <p>第65条の11及び第65条の12《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例》関係</p> <p>第65条の13及び第65条の14《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例》関係</p> <p>第11章 現物出資の場合の課税の特例</p> <p>第66条《共同で現物出資をした場合の課税の特例》関係</p> <p>第12章 国外関連者との取引に係る課税の特例</p> <p>第66条の4《国外関連者との取引に係る課税の特例》関係</p> <p>第1款 特殊の関係</p> <p>第2款 比較対象取引</p> <p>第3款 独立企業間価格の算定</p>	<p>第65条の4《特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係</p> <p>第65条の5《農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除》関係</p> <p>第65条の7～第65条の9《特定の資産の買換えの場合等の課税の特例》関係</p> <p>第1款 対象資産の範囲等</p> <p>第2款 事業の用に供したことの意義等</p> <p>第3款 圧縮限度額の計算等</p> <p>第4款 特別勘定</p> <p>第5款 その他</p> <p>第65条の11《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の課税の特例》関係</p> <p>第65条の13及び第65条の14《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合等の課税の特例》関係</p> <p>第11章 現物出資の場合の課税の特例</p> <p>第66条《共同で現物出資をした場合の課税の特例》関係</p> <p>第12章 国外関連者との取引に係る課税の特例</p> <p>第66条の4《国外関連者との取引に係る課税の特例》関係</p> <p>第1款 特殊の関係</p> <p>第2款 比較対象取引</p> <p>第3款 独立企業間価格の算定</p>

第4款 利益分割法の適用

第5款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格算定方法の適用

第6款 申告調整等

第7款 国外移転所得金額の取扱い等

第13章 国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例

第66条の5《国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例》関係

第14章 内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例

第66条の6～第66条の9《内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例》関係

第15章 その他の特例

第66条の10《鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例》関係

第66条の11《特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例》関係

第66条の12及び第66条の13《欠損金の繰越期間の特例》関係

第66条の14《欠損金の繰戻しによる還付の不適用》関係

第67条《社会保険診療報酬の所得計算の特例》関係

第67条の4《転廃業助成金等に係る課税の特例》関係

第67条の6《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例》関係

第67条の9及び第67条の10《株式交換又は株式移転に係る課税の特例》関係

第68条《特定の協同組合等の法人税率の特例》関係

第4款 利益分割法の適用

第5款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格算定方法の適用

第6款 申告調整等

第7款 国外移転所得金額の取扱い等

第13章 国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例

第66条の5《国外支配株主等に係る負債の利子の課税の特例》関係

第14章 内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例

第66条の6～第66条の9《内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例》関係

第15章 その他の特例

第66条の10《鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例》関係

第66条の11《特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例》関係

第66条の12及び第66条の13《欠損金の繰越期間の特例》関係

第66条の14《欠損金の繰戻しによる還付の不適用》関係

第67条《社会保険診療報酬の所得計算の特例》関係

第67条の4《転廃業助成金等に係る課税の特例》関係

第67条の5《特定株式投資信託の受益証券を交換した場合の課税の特例》関係

第67条の6《特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例》関係

第67条の9～第67条の11《株式交換又は株式移転に係る課税の特例》関係

第68条の2《利子・配当等に係る所得税額の控除等の特例》関係

第68条の3《特定の協同組合等の法人税率の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<b>第68条の2《中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用等》関係 第68条の5《適格退職年金契約に係る退職年金等積立金の額の計算の特例》 関係</b>	<b>第68条の3の2《中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用》関係 第68条の5《適格退職年金契約に係る退職年金等積立金の額の計算の特例》 関係</b>

三 第42条の4《試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(試験研究費の範囲が改正された場合の取扱い)</p> <p>42の4-4 試験研究費に含まれる費用の範囲が改正された場合には、措置法第42条の4第3項第3号に規定する「適用年度の開始の日前5年以内に開始した各事業年度」若しくは「当該5年以内連結事業年度」(以下これらを「比較年度」という。)又は同項第4号に規定する「適用年度の開始の日前2年以内に開始した各事業年度」若しくは「当該2年以内連結事業年度」(以下これらを「基準年度」という。)の試験研究費の額についてもその改正後の規定により計算するものとする。</p> <p>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p> <p>42の4-5 措置法第42条の4第1項の規定により試験研究費の額から控除する「他の者(当該法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。)から支払を受ける金額」には、次に掲げる金額を含むものとする。</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p>	<p>(試験研究費の範囲が改正された場合の取扱い)</p> <p>42の4-4 試験研究費に含まれる費用の範囲が改正された場合には、措置法第42条の4第3項第3号に規定する「適用年度の開始の日前5年以内に開始した各事業年度」(以下「比較年度」という。)又は同項第4号に規定する「適用年度の開始の日前2年以内に開始した各事業年度」(以下「基準年度」という。)の試験研究費の額についてもその改正後の規定により計算するものとする。</p> <p>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p> <p>42の4-5 措置法第42条の4第1項の規定により試験研究費の額から控除する「他の者から支払を受ける金額」には、次に掲げる金額を含むものとする。</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p>



(注)1 .....  
.....その経理した日を含む事業年度においては.....  
...益金の額に算入する日を含む事業年度において.....  
2 .....  
.....損金の額に算入した日を含む事業年度.....

(中小企業者であるかどうかの判定の時期)

42の4-7 **法人が中小企業者(措置法第42条の4第2項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。)**に該当する法人であるかどうかは、当該事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。

(移転試験研究費の額の区分に係る合理的な方法)

42の4-12 **移転事業(措置法令第27条の4第9項に規定する移転事業をいう。以下同じ。)**と移転事業以外の事業とに共通して生じた試験研究費の額(連結事業年度に該当する事業年度にあつては、当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される試験研究費の額。以下同じ。)がある場合.....

(注) .....

(移転試験研究費の額の区分に係る合理的な方法に関する書類の提出)

42の4-13 .....  
.....適用を受けているときであっても、.....

(注)1 .....  
.....その経理した日の属する事業年度においては.....  
...益金の額に算入する日の属する事業年度において.....  
2 .....  
.....損金の額に算入した日の属する事業年度.....

(中小企業者であるかどうかの判定の時期)

42の4-7 **法人が措置法第42条の4第2項に規定する中小企業者に該当する法人であるかどうかは、当該事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。**

(移転試験研究費の額の区分に係る合理的な方法)

42の4-12 **移転事業(措置法令第27条の4第9項に規定する移転事業をいう。以下同じ。)**と移転事業以外の事業とに共通して生じた試験研究費の額がある場合.....

(注) .....

(移転試験研究費の額の区分に係る合理的な方法に関する書類の提出)

42の4-13 .....  
.....適用を受けている場合であっても、.....